

第9回 「不正競争防止法って、なに？」

2013年9月26日

弁護士 田中 伸

第1 不正競争防止法とは？

1 不正競争規制の必要性

(1) 競業の自由・競争の自由

近代資本主義社会の発展過程では、競業の自由・競争の自由が重視された。

なお、日本国憲法では、職業選択の自由の一内容として、営業の自由（開業の自由、営業継続・廃業の自由、取引の自由）が保障されている（憲法22条1項）。

(2) 規制の必要性

自由競争を無制限に許すと、いわゆる弱肉強食の世界となり、一般消費者の自由や利益が侵害されたり、市場経済の機能も阻害される事態が生じた。

→ 競争は「自由」であるとともに、「公正」であるべき。

事業者間の公正な競争を確保するため、一定のルールを設けて不正競争を規制する必要がある。

2 全体的な構成

(1) 目的（法1条）

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するために、不正競争の防止及び不正競争に係る民事的・刑事的措置を講じる。

→ 国民経済の健全な発展に寄与

- (2) 不正競争等の定義（法 2 条） → 第 2
- (3) 民事的措置の定め（法 3 条～15 条） → 第 3
- (4) 国際約束に基づく禁止行為の定め（法 16 条～18 条） → 第 4
- (5) 適用除外の定めなど（法 19 条～20 条） → 第 5
- (6) 刑事罰の定めなど（法 21 条～22 条） → 第 6
- (7) 刑事訴訟手続の特例（法 23 条～31 条） → 第 6

第 2 不正競争行為類型の概要

1 周知表示混同惹起行為（法 2 条 1 項 1 号）

(1) 内容

他人の商品等表示として、需要者の間に広く認識されているものと、同一もしくは類似の表示を使用するなどし、その他人の商品・営業であるかのよ
うに混同を生じさせる行為

→ 他人の表示に対する信用（グッドウィル）を冒用して、顧客を獲得する
行為（不正競争行為の典型類型）（パッシング・オフ（詐称通用））

(2) 用語の意義

① 他人の商品等表示

他人の商品であることを示す表示（商品表示）や、他人の営業であるこ
とを示す表示（営業表示）

→ 人の業務に係る氏名・商号・商標・標章、商品の容器・包装など

② 需要者の間に広く認識されている（＝周知性）

需要者とは、商品等の取引の相手方を指し、最終需要者に至るまでの各
段階の取引業者を含む。

→ 全国的に広く知られている必要はなく、一地方であってもよい。

③ 混同

現に生じている必要はなく，混同が生じるおそれがあればよい。

(3) 具体例

別紙 1 - 1 参照

2 著名表示冒用行為（法 2 条 1 項 2 号）

(1) 内容

自己の商品等表示として，他人の著名な商品等表示と同一もしくは類似の表示を使用等する行為

→ 著名表示の顧客誘引力等を冒用したり，その価値を不当に侵害する行為（フリーライド（ただ乗り），ダイリューション（希釈化），ポリューション（汚染））

(2) 用語の意義

① 著名

全国的に知られている。特定の分野に属する取引者・需要者に留まらず，世間一般に知られている。

(3) 前記 1 と前記 2 の相違点

表 1 参照

(4) 具体例

別紙 1 - 2 参照

3 商品形態模倣行為（法 2 条 1 項 3 号）

(1) 内容

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為

→ 他人の資金・労力等の成果物である商品を，ことさら完全に模倣（デッドコピー）するなどした商品を市場に提供し，その他人と競争する行為

(2) 用語の意義

① 商品の形態（法2条4項）

需要者が通常の用法にしたがって商品を使用する際に、知覚によって認識できるもので、商品の外部・内部の形状、形状に結合した模様、色彩、光沢や質感（需要者に容易に認識され、注目されるもの）

※ 保護の対象外

商品の機能を確保するために不可欠な形態（法2条1項3号）

ありふれた形態（東京地裁 H17. 3. 30 判決）

② 模倣（法2条5項）

他人の商品の形態に依拠して、実質的に同一の形態の商品を作り出すこと

→ 独自に創作した場合は該当しない。

(3) 具体例

別紙1－3参照

4 営業秘密にかかる不正行為（法2条1項4号～9号） 表2参照

(1) 営業秘密とは（法2条6項）

① 有用な営業上または技術上の情報であること（有用性）

商品等の製造・販売，研究開発，経費節減，経営効率の改善など，現在または将来の経済活動に役立つ情報であること

ア 営業上の情報

顧客名簿，販売マニュアル，仕入先リストなど

イ 技術上の情報

製造技術，設計図，実験データ，研究レポートなど

② 秘密として管理されていること（秘密管理性）

ア 情報保有者が秘密に管理する意思を有していること

イ 秘密に管理されていることが客観的に認識できること

※ 情報にアクセスできる者を制限していること（例えば、閲覧に関するパスワードを設定するなど）

※ 情報にアクセスした者が秘密であることを認識できるようにしていること（例えば、書類に「厳秘」、「秘」、「部外秘」と記載しているなど）

③ 公然と知られていないこと（非公知性）

情報保有者の管理下以外では、一般的に入手できない状態にあること

(2) 不正行為の内容・その1（営業秘密の不正取得行為等（探知型））

① 営業秘密の不正取得行為，不正取得後の使用・開示行為（4号）

② 営業秘密の不正取得行為があったことを知って（※），営業秘密を取得する行為，取得した営業秘密の使用・開示行為（5号）

③ 営業秘密を取得した後に，営業秘密の不正取得行為があったことを知って（※），営業秘密を使用・開示する行為（6号）

※ 知らなかったことについて，重大な過失がある場合も含む。

(3) 不正行為の内容・その2（営業秘密の不正開示行為等（漏えい型））

① 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という）から営業秘密を正当に開示された者（以下「被開示者」という）が，不正の利益を得る目的または保有者に損害を与える目的（以下「図利加害目的」という）で，その営業秘密を使用・開示する行為（7号）

② その営業秘密について，被開示者による図利加害目的または守秘義務違反による開示行為があったことを知って（※），その営業秘密を取得し，使用・開示する行為（8号）

③ 営業秘密を取得した後に，被開示者による図利加害目的または守秘義務違反による開示行為があったことを知って（※），その営業秘密を使用・開示する行為（9号）

※ 知らなかったことについて、重大な過失がある場合も含む。

(4) 具体例

別紙 1 - 4 参照

5 技術的制限無効化行為（法 2 条 1 項 1 0 号， 1 1 号）

(1) 内容

営業上用いられている技術的制限手段により視聴，実行，記録が制限されているコンテンツの視聴等を可能にする一定の装置またはプログラムを譲渡，輸出入，提供等する行為。

→ 他人の資金・労力などの成果物であるデジタルコンテンツに設定されたアクセス制限を，回避・無効化し得る装置を譲渡等する行為

※ 1 0 号と 1 1 号の違い

1 0 号：広く視聴等を防止する技術的制限手段に関する規定

1 1 号：特定の者以外の者の視聴等を防止する技術的制限手段に関する規定（具体例：衛星放送等のスクランブル）

(2) 用語の意義

① 技術的制限手段とは（法 2 条 7 項）

電磁的方法により，コンテンツの視聴，実行，記録を制限する手段（アクセス制限＋コピー制限）であって，下記の方式によるもの

ア 視聴等の機器が，特定の反応をする信号を映像等とともに記録媒体に記録し，もしくは送信する方式

イ 視聴等の機器が，特定の変換を必要とするような映像等を変換して記録媒体に記録し，もしくは送信する方式

(3) 具体例

別紙 1 - 5 参照

6 ドメイン名の不正取得行為（法2条1項12号）

(1) 内容

図利加害目的で、他人の特定商品等表示と同一・類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有し、そのドメイン名を使用する行為。

→ 不正な目的で、著名な事業者や競争事業者等の商品等表示と同一・類似のドメイン名を登録したり、使用する行為

(2) 用語の意義

① 特定商品等表示

人の業務に係る氏名，商号，商標，標章，その他の商品または営業を表示するもの（商品の容器・包装は含まない）

② ドメイン名（法2条9項）

インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号，記号または文字の組み合わせ（＝IPアドレス）に対応する文字，番号，記号など

(3) 具体例

別紙1－6参照

7 商品等の原産地・品質等の誤認惹起行為（法2条1項13号）

(1) 内容

商品・役務やその広告等に、その原産地，品質，内容，製造方法，数量等について誤認させるような表示をする行為

誤認させるような表示をした商品を譲渡・輸出入・提供等する行為

誤認させるような表示をして役務を提供する行為

(2) 具体例

別紙1－7参照

8 営業上の信用毀損（営業誹謗）行為（法2条1項14号）

(1) 内容

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為

→ 他人を誹謗して、その者の営業上の信用を低下させることによって、営業上有利な地位に立とうとする行為

(2) 用語の意義

① 競争関係

商品販売において現実に競争関係に立つ場合だけでなく、広く同種の商品・役務を取り扱うという業務関係や、将来において、顧客争奪などの競争が現実化するような関係も含む。

② 害する

他人の信用を損ねる行為であれば足り、現実に信用が低下したことは必要ではない。

③ 虚偽の事実

実際の事実と相違したものであればよい。

主観的見解・批評等の価値判断は事実ではないとされている。

ただ、純然たる価値判断とみるか、虚偽事実とみるかは微妙な問題がある。多くの裁判例では、価値判断を含む表現であっても、これを事実に関する表明であると認定している。

④ 告知・流布

告知：自分が関知した事実を發表すること

流布：その事実を不特定または多数の者に伝播させること

(3) 具体例

別紙1－8参照

9 代理人等の商標冒用行為（法2条1項15号）

(1) 内容

パリ条約の同盟国等において、商標に関する権利を有する者の代理人・代表者（過去1年以内に代理人等であった者も含む）が、正当な理由なく、同権利を有する者の承諾を得ないで、同一・類似の商標を同一・類似の商品等に使用する行為等

→ 企業が国際的な事業展開を計画し、進出先の国に代理人等を置く場合に、その代理人等が無断で当該企業の商標等を使用・登録することを禁止するもの

第3 民事的措置

1 差止請求権（法3条）

(1) 内容

不正競争行為によって営業上の利益を侵害され、または侵害されるおそれがある者は、不正競争行為の停止・予防を請求することができる。

また、侵害行為を組成した物（侵害行為により生じた物を含む）の廃棄等も請求することができる。

→ 公正な競争秩序を維持するうえで、最も直接的で有効な手段を認めたもの（差止請求権、予防請求権、除却請求権）

(2) 要件

① 不正競争行為によって営業上の利益が侵害され、または侵害されるおそれがあること

※ 現実に営業上の利益が侵害されている必要はなく、社会通念上、営業上の利益が侵害される可能性が確実であると認識される事情が存在することが必要となる。

② 侵害行為が継続または反復するおそれがあること

※ 営業を廃止するなどして、今後侵害行為を繰り返す可能性がない場合は、差止請求権は認められない。

※ 侵害者の主観的要件（不正競争の目的、故意・過失）は不要

2 損害賠償請求権（法4条）

(1) 内容

故意または過失により不正競争を行って、他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 要件

① 不正競争行為の存在（違法性）

② 侵害者の故意または過失

※ 立証責任は被侵害者にある。

③ 営業上の利益の侵害（損害の発生）

積極損害：不正競争行為を制止するために要した費用など

消極損害：得べかりし利益の喪失（将来の売上減少による損害など）

無形損害：被侵害者の名誉・信用に対する損害

④ ①と③との間に因果関係があること

(3) 損害の算定方法

消極損害（逸失利益）の算定には困難に面も多いが、平成5年及び平成15年の法改正により、法5条のような推定規定を設けることにより、損害額の主張・立証を容易にした。

3 損害額の推定等（法5条）

(1) 内容

被侵害者が侵害者に対して請求する損害賠償のうち、被侵害者の逸失利益

に関する算定方法を定め、被侵害者による損害額の主張・立証を容易にしたもの

(2) 損害額の算定方法等

① 同条1項

侵害品（侵害行為組成物）の譲渡数量 × 被侵害者の商品の単位数量
当たりの利益

→（修正）被侵害者の販売等を行う能力に応じた額の範囲内

被侵害者が販売できない事情に応じた数量に対する額を控除

※ 利益とは

売上高から、その製造・販売のために要した変動経費のみを控除した額（限界利益）と考えるのが多数説らしい。

→ 控除対象となるのは、一般的には、原材料または仕入費用だが、事案によっては、追加生産によって生じると考えられる加工費、動力費、販売費等も控除対象とされている。

② 同条2項

侵害行為により侵害者が得た利益の額

③ 同条3項

使用許諾料に相当する額

→ 被侵害者は、これを超える損害賠償を請求することも可能だが、侵害者に故意・重過失がなかったときは、裁判所は損害賠償額を制限することができる（同条4項）。

(3) 適用対象となる不正競争行為の範囲

① 同条1項

侵害品が市場において譲渡されることにより、被侵害者の商品の市場機会が失われる可能性が定型的に認められる行為

→ 周知表示混同惹起行為（法2条1項1号）、著名表示冒用行為（2号）、

商品形態模倣行為（3号）

営業秘密にかかる不正行為（4号～9号）のうち，技術上の秘密に関するもの

代理人等の商標冒用行為（15号）

② 同条2項

全ての不正競争行為

※ 不正競争行為の類型によっては，その性質上，同項の適用範囲が制限されることも考えられる（例えば，商品等の原産地・品質等の誤認惹起行為など）。

③ 同条3項

前記①の不正競争行為ほか，ドメイン名の不正取得行為（法2条1項12号）も適用対象となる。

但し，営業秘密にかかる不正行為（4号～9号）については，前記①のような限定はない。

4 損害計算のための鑑定（法8条）

裁判所が，損害の計算をするために必要な事項について鑑定を命じたときは，当事者は，鑑定人に対し，鑑定に必要な事項について鑑定人に対して説明しなければならない。

→ 損害額の立証の容易化・迅速化の観点から導入された規定

※ 説明義務違反

法には説明義務違反に対する強制手段，制裁措置に関する規定はない。

ただ，説明義務違反があった場合，鑑定人は，説明がなかったこと及びそれが鑑定に与えた影響の有無などを記載し，裁判所がこれを斟酌して判断することになると考えられる。

5 相当な損害額の認定（法9条）

不正競争行為より、損害が生じたことは認められるが、損害額を立証するために必要な事実を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な額を認定することができる。

→ 被侵害者の立証責任の軽減を図った規定

6 信用回復の措置（法14条）

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。

→ 差止命令、損害賠償だけでは被害者の救済が不十分であることに基づく措置

※ 訂正・謝罪広告を命じることが多い。

7 具体的態様の明示義務（法6条）

不正競争に関する訴訟において、被侵害者が侵害行為を組成したと主張する物や方法の具体的態様を、相手方が否認するときは、その相手方は自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。

→ 争点の明確化、訴訟の迅速化の観点から導入された規定

8 書類提出命令（法7条）

裁判所は、不正競争に関する訴訟において、当事者の申立てにより、侵害行為について立証するため、又は損害の計算をするために必要な書類の提出を命じることができる。

→ 不正競争行為、損害額の立証の容易化を図った規定

※ 不提出の場合

当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる(民訴法224条1項)。場合によっては、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることもできる(同条3項)。

9 営業秘密の民事訴訟上の保護

(1) 秘密保持命令(法10条)(※同命令の取消し:法11条)

裁判所は、当事者等に対し、準備書面または証拠に含まれる営業秘密を、訴訟の迫行の目的以外の目的で使用したり、開示してはならない旨を命ずることができる。

(2) 訴訟記録の閲覧制限(法12条)

秘密保持命令が発せられた訴訟の訴訟記録について、閲覧制限の決定(民訴法92条1項)があった場合において、同命令を受けていない当事者から、秘密記載部分の閲覧等の請求があったときは、裁判所書記官は、その請求から2週間が経過するまでの間、その請求をした者に閲覧等をさせてはならない。

(3) 当事者尋問等の公開停止(法13条)

不正競争に関する訴訟において、侵害行為の有無についての判断の基礎となる事項で営業秘密に該当するものについて当事者等が尋問を受ける場合、その事情によっては、非公開で尋問を行うことができる。

10 消滅時効(法15条)

(1) 本条の対象

営業秘密にかかる不正行為(法2条1項4号~9号)のうち、営業秘密使用行為に対する差止請求権に関する消滅時効を定めたもの

→ 継続している事実状態の保護、権利行使しない者への制裁、証明困難からの救済という側面がある。

(2) 時効期間等

営業秘密の使用行為が継続している場合、

- ① 被侵害者（営業秘密の保有者）が、使用行為及び使用者を知ったときから3年の経過
- ② 使用行為の開始時から10年の経過

第4 国際約束に基づく禁止行為

1 外国の国旗等の商業上の使用禁止（法16条）

禁止事項は下記のとおり

- ① 外国の国旗等や外国政府の監督用・証明用の印章・記号と同一・類似のものを、商標として使用等すること
 - ② 原産地を誤認させるような方法で、外国の紋章を使用等すること
- ※ いずれも外国官庁の許可を受けた場合は除く。

2 国際機関の標章の商業上の使用禁止（法17条）

国際機関と関係があると誤認させるような方法で、国際機関の標章と同一・類似のものを商標として使用等してはならない。

※ 国際機関の許可を受けた場合は除く。

3 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止（法18条）

国際的な商取引に関して、外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るために、贈賄することを禁止したもの

第5 適用除外（法19条） 表3参照

形式的には不正競争行為（法2条1項各号）に該当する場合でも，法19条各号に定める行為については，民事的措置（法3条～15条），刑事罰等（法21条（※2項7号にかかる部分は除く），22条）の規定は適用されない。

→ 本条規定の行為は実質的には違法性がないことから，不正競争防止法に基づく規制対象から除外した。

第6 刑事罰など（法21条～31条）

1 刑事罰となる行為（法21条1項，2項）

営業秘密侵害罪（同条1項）

その他の不正競争に関する罪，秘密保持命令違反，国際約束に基づく禁止行為違反（同条2項）

※ 公正な営業秩序の維持（社会的法益），営業上の信用（個人的法益）を保護するもの

※ 営業秘密侵害罪と秘密保持命令違反罪（法21条2項6号）は親告罪とされている（同条3項）。

2 法人処罰（法22条1項）

法人の代表者や従業員等が，業務に関して，営業秘密侵害罪の一部（法21条1項1号，2号，7号）やその他の不正競争に関する罪（法21条2項）を犯した場合には，行為者が所属する法人も処罰の対象となる。

3 刑事訴訟手続の特則（法23条～30条）

営業秘密が刑事裁判を通じて公にならないように配慮したもの

① 営業秘密の秘匿決定等（法23条）

- ② 起訴状朗読の特例（法 24 条）
- ③ 尋問等の制限（法 25 条），公判期日外の証人尋問等（法 26 条）
- ④ 尋問事項等の要領を記載した書面の提示命令（法 27 条）
- ⑤ 証拠書類の朗読方法の特例（法 28 条）
- ⑥ 証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請（法 30 条）

[参考文献]

- 新・注解 不正競争防止法【第3版】上巻・下巻 小野昌延編著（青林書院）
新・不正競争防止法概説 小野昌延，松村信夫著（青林書院）

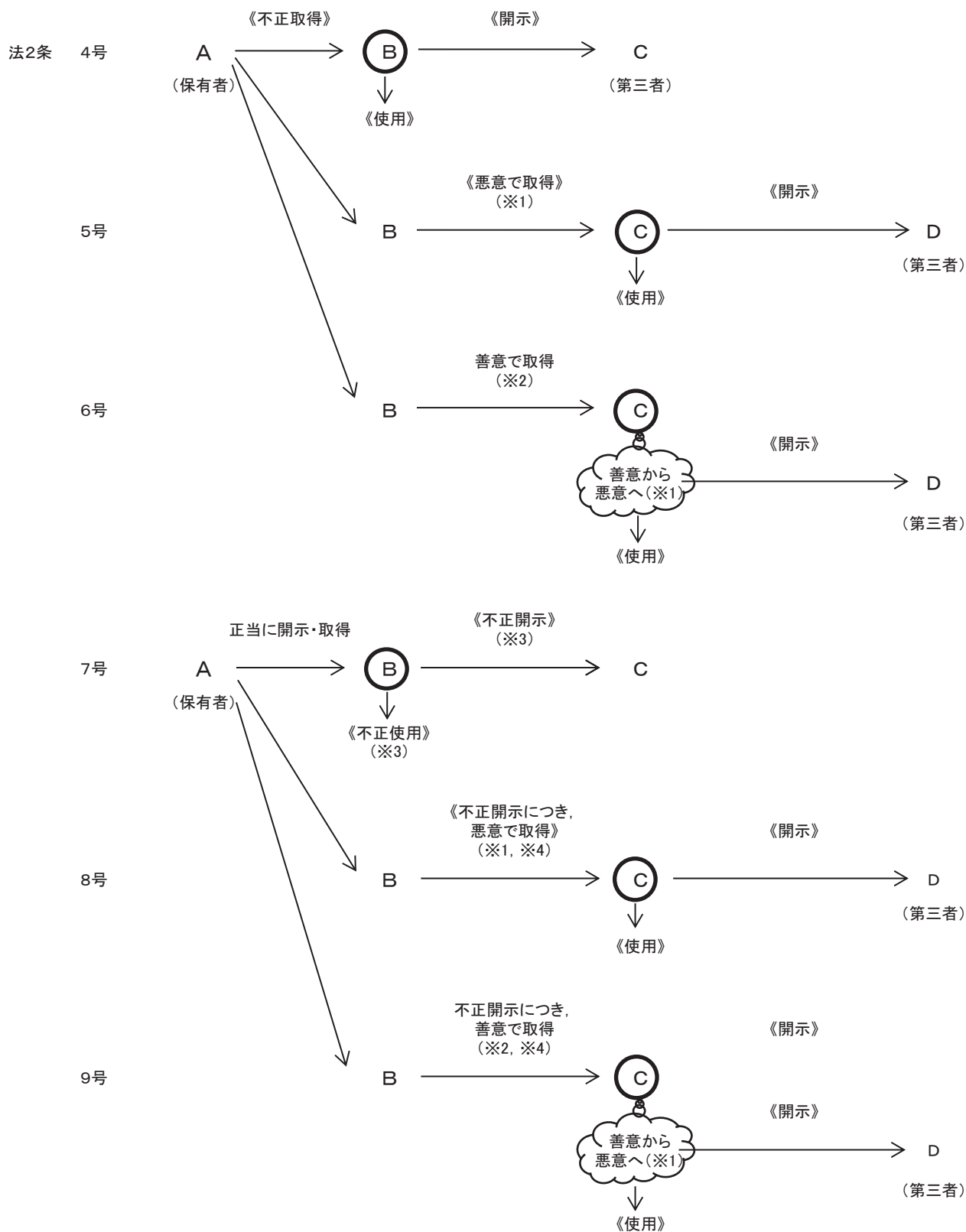
[添付書面]

- 1 表 1（周知表示混同惹起行為と著名表示冒用行為の相違点）
表 2（営業秘密にかかる不正行為の概要）
表 3（適用除外の概要）
- 2 別紙 1（不正競争行為の具体例）
- 3 資料 1 判例タイムズ No. 1293 254 頁～256 頁，284 頁
資料 2 判例タイムズ No. 931 284 頁～285 頁，294 頁
資料 3 東京地裁 H22. 11. 18 判決（事件番号：H21（ワ）1193）のうち，
各製品の全体の形態（裁判所ウェブサイトより抜粋）
資料 4 東京地裁 H14. 7. 18 判決（事件番号：H14（ワ）8104）のうち，
別紙目録 1，2（裁判所ウェブサイトより抜粋）
資料 5 判例タイムズ No. 973 238 頁～241 頁，249 頁～250 頁
資料 6 不正競争防止法の条文（模範六法（平成 25 年版）から抜粋）

[周知表示混同惹起行為と著名表示冒用行為の相違点]

| | 表示の認知度 | 表示の範囲 | 混同の要否 | 不正とされる行為の態様 |
|-----------------------------|-------------------------------|---------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 周知表示 混同惹起行為 (法2条1項1号) | 需要者の間に, 広く認識されている。 (周知) | 同一または類似 | ○ 他人の商品 または営業と 混同を生じさせる | 表示の使用 表示を使用した商品の譲渡・引き渡し・譲渡や引き渡しのための展示・輸出入・電気通信回線を通じて提供 |
| 著名表示 冒用行為 (法2条1項2号) | 全国的に, 広く知られている。 (著名) | 同一または類似 | × 混同は不要 | (自己の商品等表示として) 表示の使用 表示を使用した商品の譲渡・引き渡し・譲渡や引き渡しのための展示・輸出入・電気通信回線を通じて提供 |

[営業秘密にかかる不正行為の概要]



※1 不正取得(不正開示)の事実を知っていたか(悪意), または, 重大な過失により知らなかったこと
 ※2 不正取得(不正開示)の事実を知らず(善意), かつ, 知らなかったことについて重大な過失もないこと。
 ※3 図利加害目的が必要
 ※4 ここで言う「不正開示」には, 図利加害目的での開示のほか, 守秘義務に違反する開示を含む。

[適用除外の概要]

| | | | 法2条1項(不正競争の類型) | | | | | | | | | |
|--------------|-----|--------------------|----------------|--------------|--------|---------------|------------|-----------------|------------|----------------|-------------|--------------|
| | | | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 ~9号 | 10号 11号 | 12号 | 13号 | 14号 | 15号 | |
| | | | 周知表示混同 | 著名表示 | 模倣商品形態 | 営業秘密にかかると不正行為 | 技術的制限無効化行為 | 不正取得行為 ドメイン名 | 原産地等誤認惹起行為 | 信用毀損行為 営業上の | 代理人等の商標冒用行為 | |
| 法19条1項(適用除外) | 1号 | 普通名称・慣用表示の使用 | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| | 2号 | 自己氏名の不正使用でない使用 | ○ ※法19条2項 | ○ ※法19条2項 | | | | | | | | ○ ※法19条2項 |
| | 3号 | 周知性獲得以前からの使用 | ○ ※法19条2項 | | | | | | | | | |
| | 4号 | 著名性獲得以前からの使用 | | ○ | | | | | | | | |
| | 5号イ | 国内の最初の販売から3年経過した商品 | | | ○ | | | | | | | |
| | 5号ロ | 模倣商品の善意取得者による譲渡等 | | | ○ | | | | | | | |
| | 6号 | 営業秘密の善意取得者による使用等 | | | | ○ | | | | | | |
| | 7号 | 試験・研究目的の機器類の提供 | | | | | ○ | | | | | |

※ 法19条2項(混同防止表示)

被侵害者は、相手方に対し、自己の商品・営業との混同を防ぐために適当な表示を付すように請求できる。

[不正競争行為の具体例]

1 周知表示混同惹起行為（法2条1項1号）

(1) 黒烏龍茶事件（東京地裁 H20. 12. 26 判決） 資料1参照

原告であるサントリー（株）が製造・販売していたペットボトル飲料「黒烏龍茶」の商品表示は、著名とまでは言えないが、周知性を有しており、同商品表示と被告ら商品表示の一部は類似しており、混同を生じさせるものであるとして、被告らに対し、損害賠償を命じた。

なお、差止請求については、被告らが商品の製造・販売を既に中止しており、今後も製造等のおそれがないことから、認めなかった。

(2) ウォークマン事件（千葉地裁 H8. 4. 17 判決） 資料2参照

原告であるソニー（株）が登録を受けた「ウォークマン」等の商標及びこれが持つ「ウォークマン」の表示・称呼は、全国的に周知された高度に著名な商品表示であり、商品・営業の混同のおそれがあるとして、「(有) ウォークマン」という商号を使用して靴類・被服類を製造・販売していた被告に対し、商号の使用差し止め及び商号抹消登記を命じた。

(3) 子供用椅子形態模倣事件（東京地裁 H22. 11. 18 判決） 資料3参照

原告の子供用椅子の形態は、原告の商品等表示として周知のものとなっており、原告製品と被告製品は類似性があり、混同のおそれがあるとして、被告に対し、被告製品の製造等の差し止め及び損害賠償を命じた。

2 著名表示冒用行為（法2条1項2号）

(1) 三菱ホーム事件（東京地裁 H14. 7. 18 判決） 資料4参照

三菱の名称及び三菱標章（スリーダイヤのマーク）が、企業グループである三菱グループやこれ属する企業を表すものとして著名であるとして、「(株) 三菱ホーム」という商号を使用し、ホームページにおいて三菱標章と類似する標章を掲載するなどして建設業等を営んでいた被告に対し、前記商号・標章の使用差し止め、抹消、損害賠償を命じた。

3 商品形態模倣行為（法2条1項3号）

(1) たまごっち類似品事件（東京地裁 H10. 2. 25 判決） 資料5参照

原告である（株）バンダイが販売していたキーホルダー型液晶ゲーム機「たまごっち」と、被告が輸入・販売していたキーホルダー型液晶ゲーム機「ニュータマゴウォッチ」の形態はほぼ同一であることに加え、被告ゲーム機の発売時期や名称も考慮して、被告ゲーム機は原告ゲーム機の形態を模倣した商品であると認定して、被告に対し、輸入・販売等の差し止め及び損害賠償を命じた。

4 営業秘密にかかる不正行為（法2条1項4号～9号）

(1) 男性用かつら顧客名簿事件（大阪地裁 H8. 4. 16 判決）

原告が行っている男性用かつらの販売業においては、顧客の獲得が困難であり、原告の顧客名簿は多大の財産的価値を有する有用な営業上の情報であること、顧客名簿はその表紙に「マル秘」の印を押し、A店舗のカウンター内側の顧客から見えない場所に保管していたこと、A店舗の従業員は店長1人のみであったことなどから、顧客名簿は営業秘密に該当すると認定した。

また、被告は、勤務していた原告を退職する際に、かつて自らが店長を務めていたA店舗の顧客名簿を無断で持ち出してコピーを取り、これに基づいて電話勧誘等を行い、来店した原告の顧客からかつらの注文を受けるなどしていたとして、被告による営業秘密（顧客名簿）の不正取得・使用（法2条1項4号）を認定したうえで、被告に対し、営業行為の差し止め及び損害賠償を命じた。

(2) フッ素樹脂ライニング営業秘密事件（大阪地裁 H10. 12. 22 判決）

原告が保有していたフッ素樹脂シートの溶接技術に関するノウハウの一部を、営業秘密であると認定したうえで、その営業秘密を原告から開示され、原告退職後には被告会社を設立して同社の取締役就任した者が、その営業秘密を被告会社に開示した行為については法2条1項7号に該当し、被告会社はその営業秘密を使用して製品を製造した行為については、同項8号に該当するとして、被告会社らに対し、営業秘密の使用の差し止め及び損害賠償を命じた。

5 技術的制限無効化行為（法2条1項10号）

(1) ニンテンドーDS事件（東京地裁 H21. 2. 27 判決）

携帯用ゲーム機「ニンテンドーDS」やゲームカードを製造・販売していた原告らが、インターネットからダウンロードしたプログラムを同ゲーム機で起動させることができる「マジコン」（マジックコンピューター）と呼ばれる機器を輸入・販売していた被告らに対し、当該機器の輸入・販売等の差し止め及び廃棄を請求し、裁判所は原告らの請求を認めた。

6 ドメイン名の不正取得行為（法2条1項12号）

(1) dentsu ドメイン事件（東京地裁 H19. 9. 13 判決）

原告（（株）電通）は「DENTSU」又は「dentsu」の文字部分を含む登録商標を多数有しているが、原告の商号や商標と類似する「dentsu.vc」など8つの「dentsu」を含むドメイン名を保有し、原告に10億円以上の金額で購入するように通告してきた被告に対し、「dentsu」の文字を含むドメイン名の取得・保有・使用の差し止め、登録抹消申請手続及び損害賠償を命じた。

7 商品等の原産地・品質等の誤認惹起行為（法2条1項13号）

(1) 氷見うどん事件（富山地裁 H18. 11. 10, 名古屋高裁 H19. 10. 24 判決）

富山県氷見市において製造されておらず、その原材料も氷見市内で産出されていないうどんに「氷見うどん」等の表示を付けて販売する行為は、原産地の誤認を惹起させるものであるとして、前記うどんを販売していた被告に対し、損害賠償を命じた。

(2) ミートホープ挽肉偽装事件（札幌地裁 H20. 3. 19 判決）

牛肉に豚肉、鶏肉等を混ぜて製造した挽肉等を梱包した段ボール箱に、牛肉のみを原料とするかのようなシールを貼付するなどして取引業者に引き渡した行為が、商品の品質を誤認させる行為であるとして、取引業者から販売代金3900万円余りを詐取した行為と合わせて、元社長である被告人に対し、懲役4年の実刑判決が言い渡された。

8 営業上の信用毀損（営業誹謗）行為（法2条1項14号）

(1) 黒烏龍茶事件（東京地裁 H20.12.26 判決） 資料1 参照

前記1(1)の事件につき、被告がウェブサイトに掲載するなどした別紙広告表示及び「烏龍茶ポリフェノール含有量 2070mg 約 70 倍 サントリーなんかまだうすい！」という表示は、客観的事実に反し、かつ、一般需要者に対して原告商品の品質が被告ら商品の品質よりも劣るとの印象を与え、原告の社会的地位を低下させるおそれのあるものであり、競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知、流布する行為であると認定し、被告らに対し、損害賠償を命じた。

なお、前記比較広告が、口頭弁論終結時よりも15か月以上前に、被告によって削除されていることなどを考慮し、前記比較広告の差止請求は認めなかった。

(2) サンゴ砂事件（東京地裁 H15.10.16 判決）

原告は、日本国内で造礁サンゴ化石を粉碎したサンゴ化石微粉末（原告製品）を製造し、これを健康食品として日本国内や米国において販売していた。

他方、被告は、サンゴ砂（コーラルサンド）を利用した健康増進のための組成物等の発明について、米国特許権を有している。

裁判所は、原告製品は被告の特許発明の技術的範囲に属さず、被告が原告の米国内の取引先に対して特許権侵害に関する告知をした行為は、虚偽事実の告知・流布に該当するとして、被告に対し、前記告知の差し止め及び損害賠償を命じた。

8 民・商事, 知的財産, 不正競争

黒烏龍茶事件

- 1 原告の商品表示の周知性を肯定しつつ, その著名性を否定した事例
- 2 原告の商品表示と被告らの二種類の商品表示との類否について, 一方については類似性を肯定し, 他方については類似性を否定した事例
- 3 原告の商品と被告らの商品とを比較する広告が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知するものであるとされた事例
- 4 登録商標の使用が商標としての使用に当たらないとされた事例
- 5 商品のデザインの著作物性が否定された事例
- 6 製造業者と販売業者の関係にある被告らの関連共同性が肯定された事例

対象事件：東京地裁平19(ワ)第11899号
 事件名：不正競争行為差止等請求事件
 年月日等：平20.12.26民事第29部判決
 裁判内容：一部認容・確定
 弁論終結：平成20年10月17日

【参照条文】

- (1, 2につき) 不正競争防止法2条1項1号・2号
 (3につき) 不正競争防止法2条1項14号
 (4につき) 商標法2条3項
 (5につき) 著作権法2条1項1号・2項
 (6につき) 民法719条

《解 説》

1 事案の概要

原告は、被告ら兩名が、原告商品（ペットボトル入りの烏龍茶である。）を示すものとして周知かつ著名な原告商品表示（別紙原告商品表示目録の写真のもの）と類似の被告ら商品表示A（別紙被告商品表示目録1記載のもの）及び被告ら商品表示B（別紙被告商品表示目録2記載のもの）をそれぞれの箱に付した被告ら商品A及び被告ら商品B（いずれも烏龍茶のティーバッグである。以下、それらを併せて、「被告ら各商品」という。）を製造、販売したとして、不正競争防止法2条1項1号又は2号違反を理由として、被告ら兩名に対し、被告ら各商品の製造、販売の差止め、損害賠償及び謝罪広告による信用回復措置を求めた。

また、原告は、被告株式会社オールライフサービス（以下「被告オールライフサービス」という。）が、ウェブサイト上で、原告商品の品質等を誤認させ、虚偽の事実を告

知する内容の、被告ら商品Bの比較広告（以下「本件比較広告」という。）を掲載し、その際、原告の「サントリー」及び「SUNTORY」の登録商標（以下「本件各登録商標」という。）を使用し、かつ、別紙原告商品表示目録の写真に示されているパッケージデザイン（以下「本件デザイン」という。）を複製したとして、不正競争防止法2条1項14号（主位的）又は13号（予備的）違反、商標権侵害及び著作権侵害を理由として、被告オールライフサービスに対し、上記比較広告等の抹消、損害賠償及び謝罪広告を求めた。

なお、被告ら各商品の製造、販売の形態としては、被告オールライフサービスが被告ら各商品を製造して被告日本ヘルス株式会社（以下「被告日本ヘルス」という。）に販売し、被告日本ヘルスがそれを一般消費者に販売するというものであった。また、その製造、販売の時期としては、最初に、被告ら商品Aが製造、販売され、原告から警告を受けた後、被告ら商品Bが製造、販売されたものであり、本件比較広告は、被告ら商品Bの宣伝広告のためのものであった。

2 本判決の内容

本件の主たる争点は、①原告商品表示の周知性及び著名性の有無、②原告商品表示と被告ら商品表示A及び被告ら商品表示Bとの類否、③本件各比較広告が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知するものであるか、④本件各登録商標の使用が商標としての使用に当たるか、⑤本件デザインの著作物性、⑥損害賠償額であった。

本判決は、まず、原告の不正競争防止法2条1項1号又は2号に基づく請求に関し、①原告商品表示は、同項1号にいう周知性を有しているものの、被告ら商品Aが販売されていた時点では、いまだ同項2号にいう著名性までは獲得していなかったと認定した。そして、②原告商品表示と被告ら商品表示A及び被告ら商品表示Bのそれぞれについて、同項1号の類似性を検討し、被告ら商品表示Aは、原告商品表示と類似しており、被告ら商品Aと原告商品とに混同を生じさせるものであるが、被告ら商品表示Bは、原告商品表示と類似していないとし、その結論は、仮に、原告商品表示が著名性を有していたとしても同様であるとされた。

次に、同項14号に基づく請求に関し、③被告オールライフサービスによる、別紙広告表示及び「烏龍茶ポリフェノール含有量2070mg 約70倍 サントリーなんかまだうすい！」という表示をウェブサイトに掲

載した本件各比較広告の内容が、客観的真実に反し、かつ、一般需要者に対して原告商品の品質が被告ら商品Bに劣るとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させるおそれのある事実であるとした。

しかし、商標権侵害に基づく請求に関しては、④本件各比較広告における本件各登録商標の使用は、被告ら商品Bと原告商品とを比較する目的で、原告自身を表すために用いるものであって、被告オールライフサービスを表すために用いるものではないから、被告オールライフサービスが本件各比較広告上で本件各登録商標を使用した行為は、商標としての使用ではなく、商標法に違反するものではないとした。

また、著作権侵害に基づく請求に関し、⑤本件デザインは、いわゆる応用美術の領域に属するものであって、かつ、純粋美術と同視し得るとまでは認められないから、その点において、著作権法で保護され得る著作物とはいえない。したがって、被告オールライフサービスが本件各比較広告上で本件デザインを使用した行為は、著作権法に違反するものではないとした。

以上の結果、⑥被告ら商品Aの製造及び販売による損害の賠償に関し、共同不法行為の成立を認めて、被告らに対し、連帯して合計487万6256円の支払を命じ、また、本件各比較広告による損害の賠償に関しては、被告オールライフサービスに対し、合計110万円の支払を命じた。ただし、被告ら商品Aは、既に、製造、販売が停止されており、今後、再び製造、販売されるおそれもないとして、同商品の製造、販売等に関する差止請求等については棄却し、損害賠償により十分な救済が与えられること等の事情により、謝罪広告の請求についても棄却した。

3 検討

(1) 不正競争防止法2条1項2号にいう著名性を獲得するための要件については、「第1に一般需要者又は取引者の間で全国的に広く知られていること（地域的範囲）、第2に高い名声、信用及び評価（優れたブランド力）を獲得したものでなければならない」とする見解（山本庸幸『要説不正競争防止法〔第4版〕』103頁）もある。

これに対し、本判決は、ある商品の表示が取引者又は需要者の間に浸透し、著名の程度に到達するためには、特段の事情が存する場合を除き、一定程度の時間の経過を要すると解すべきであるとしており、上記見解の第2の要件を問題とせず、かつ、著

名性を同項1号の周知性の延長として位置付けて、その獲得のためには、原則として一定時間の経過が必要であるとの見解を示している。

(2) 不正競争防止法2条1項1号、2号の商品等表示の類否判断については、判例上、「取引の実情のもとにおいて、取引者又は需要者が両表示の外観、称呼又は觀念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断するのが相当である。」とされており（最二小判昭58.10.7民集37巻8号1082頁、判タ513号145頁、最三小判昭59.5.29民集38巻7号920頁、判タ530号97頁等）、本判決も、この基準によるべきであるとし、かつ、離隔的観察によって判断されるべきであるとしている。

そして、原告商品表示においては、「黒烏龍茶」という文字部分が要部であって、それ自体で識別力を有するとの原告の主張を排斥した上、複数の商品表示における類似性を判断するに当たっては、それらの表示に含まれる各部分を総合考慮し、共通点から生じる印象の強さと相違点から生じる印象の強さを比較衡量して、需要者又は取引者において両表示が類似するものと受け取られるおそれがあるか否かを検討すべきであるとして、判断基準を具体化している。

(3) いわゆる比較広告に関する事件においては、本件と同様に、不正競争防止法2条1項13号及び同項14号の両方が問題とされることが多い。

本判決は、主位的である同項14号の請求について判断するにあたり、そこにいう「営業上の信用を害する虚偽の事実」について、一般需要者の視点から見た評価を低下させ、又は低下させるおそれがあるような事実であり、かつ、客観的真実に反する事実をいうものとの解釈を示している。

(4) 商標としての使用が商標権侵害の要件となることについては、東京地判平10.7.22判タ984号252頁〔オールウェイ事件〕、東京地判平13.1.22判タ1053号261頁〔タカラ本みりん事件〕、東京地判平16.6.23判タ1164号264頁〔ブラザー事件〕等、多くの裁判例によって肯定されており、本判決も、これらの裁判例の流れに一事例を加えるものということができる。

なお、同要件の立証責任については、被告にあるとする見解も存する（宇井正一「商標としての使用」牧野利秋編『裁判実務大系(9)工業所有権訴訟法』434頁、東京地判平7.2.22判タ881号265頁〔UNDER THE SUN

事件))が、本判決は、原告に立証責任があることを前提にしているものと考えられる。

(5) 応用美術については、多くの裁判例が、その保護要件に関し、通常的美術著作物とは何らかの区別をしており、実用品としての面から実質的制約を受けることなく専ら美の表現を追求して制作されたものと認められるときとか、鑑賞の対象として絵画、彫刻等の純粹美術と同視し得る場合といった要件を課しているとされる(中山信弘『著作権法』143頁)。

本判決も、応用美術の領域に属するものは、鑑賞の対象として絵画、彫刻等の純粹美術と同視し得る場合を除いて、著作権法2条1項1号、2項にいう「著作物」に含まれないとの解釈を示し、ペットボトル容器に付された本件デザインは、これに当たらないとしている。

(6) 知的財産権訴訟において、侵害品の生産者及び販売者が損害賠償請求の共同被告とされる事例に関しては、「いかなる場合に共同不法行為が成立するかについては、民法における共同不法行為についての学説が錯綜していることもあって、必ずしも一致していない。」との指摘もある(森義之「11 損害3(複数の侵害者・複数の権利者)」飯村敏明=設楽隆一編『リーガル・プログレッシブ・シリーズ(3)知的財産関係訴訟』244頁)。

本判決は、被告らの取引関係に関する事実を認定した上、そのような事実関係の下では、被告らの間に、一対一の関係での緊密な役割分担の下、商品の製造、販売及び配送のために相互に利用、補充する関係にあったと評価することができるとして、民法719条1項前段の関連共同性を認めた。

4 まとめ

以上のとおり、本判決においては、知的財産権法の解釈、適用に関する多くの問題点が検討されていることから、実務上の参考になるものと思われる。

(関係人一部仮名)

| | | |
|---|-----------|----------------|
| 原 | 告 | サントリー株式会社 |
| 同 | 代表者代表取締役 | 佐治 信忠 |
| 同 | 訴訟代理人弁護士 | 佐藤 恒雄 |
| 同 | 訴訟復代理人弁護士 | 津田 義裕 |
| 同 | 訴訟代理人弁護士 | 池原 元宏 |
| 同 | | 川崎 菜穂子 |
| 同 | | 大橋 卓生 |
| 被 | 告 | 株式会社オールライフサービス |

| | | |
|---|----------|-----------|
| 同 | 代表者代表取締役 | 長谷 重利 |
| 被 | 告 | 日本ヘルス株式会社 |

| | | |
|---|--------------|-------|
| 同 | 代表者代表取締役 | 小杉 豊 |
| 同 | 上記両名訴訟代理人弁護士 | 野田 信彦 |
| 同 | | 浅野 高宏 |
| 同 | 補佐人弁理士 | 小谷 武 |
| 同 | | 木村 吉宏 |
| 同 | | 奥村 陽子 |

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帯して金487万6256円及びこれに対する平成19年6月13日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告株式会社オールライフサービスは、原告に対し、金110万円及びこれに対する平成19年6月13日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、原告と被告株式会社オールライフサービスとの間においては、原告に生じた費用の25分の24と被告株式会社オールライフサービスに生じた費用の25分の24を原告の負担とし、その余は被告株式会社オールライフサービスの負担とし、原告と被告日本ヘルス株式会社との間においては、原告に生じた費用の16分の15と被告日本ヘルス株式会社に生じた費用の16分の15を原告の負担とし、その余は被告日本ヘルス株式会社の負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 被告らは、別紙被告商品表示目録1若しくは同日録2記載の標章又は「黒烏龍茶」の標章を使用した食品を製造し、譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸出若しくは輸入してはならない。

2 被告らは、その製造又は譲渡に係る食品の広告に、別紙被告商品表示目録1若しくは2記載の標章又は「黒烏龍茶」の標章を付して展示若しくは頒布し、又は同広告を内容とする情報と同標章を付して電磁的方法により提供してはならない。

3 被告らは、別紙被告商品表示目録1又は2記載の包装、同包装を印刷する原版、同包装を使用した食品及び同包装を付した広告を廃棄せよ。

4 被告株式会社オールライフサービスは、インターネット上において開設するウェブサイトから、別紙被告商品表示目録2記載の標章を抹消せよ。

5 被告株式会社オールライフサービスは、別紙被告商品表示目録記載の広告又は表示及び「烏龍茶ポリフェノール含有量2070mg 約70倍 サントリーなんかまだうすい!」との文言を付した広告又は表示をしてはならない。

6 被告株式会社オールライフサービスは、イン

(2) 被告オールライフサービスに対する不正競争防止法2条1項14号, 4条に基づく損害賠償請求について

ア 無形的損害の額

本件各比較広告は、その内容が客観的真実に反するものではあるが、被告ら商品Bの方が原告商品よりも品質が良いとするものにすぎず、原告商品の品質等を直接的に攻撃するものではないこと、インターネットという多くの一般需要者が容易に認識し得る媒体に掲載されたものではあるが、その掲載期間が、最も長く見ても7か月余りと、さほど長期間ではないといえること、上記5で検討したとおり、不正競争防止法2条1項14号違反の行為についての故意までは証拠上認められないこと、上記(1)の事実等から、原告の企業規模に比して被告オールライフサービスのそれが相当小さいものであると推認し得ること、被告オールライフサービスが原告からの警告を受けた後で本件各比較広告に及んだという経緯を十分考慮しても、そのこと自体が原告の信用毀損に直接結び付くとまではいえないこと等、諸般の事情に照らせば、被告オールライフサービスによる本件各比較広告掲載によって原告が被った損害額は、100万円であると認めるのが相当である。

イ 弁護士費用の額

被告オールライフサービスの不正競争防止法2条1項14号違反の行為と相当因果関係のある弁護士費用の額は、10万円であると認められる。

(3) 小括

以上によれば、被告らは、連帯して、合計487万6256円の損害賠償義務を負い、被告オールライフサービスは、合計110万円の損害賠償義務を負うこととなる。

9 争点(9) (信用回復措置の要否) について

原告が求める信用回復措置については、認容された損害賠償の額や認定された事実を照らして、その必要性を認めるに至らないから、同措置に係る請求は、いずれも理由がない。

第4 結論

以上の次第で、原告の被告らに対する不正競争防止法2条1項1号, 4条に基づく損害額487万6256円及びこれに対する遅延損害金の請求並びに被告オールライフサービスに対する同法2条1項14号, 4条に基づく損害額110万円及びこれに対する遅延損害金の請求は理由があるから、これらを認容することとし、その余の請求はいずれも理由がないから(なお、被告オールライフサービスに対する不正競争防止法2条1項13号に係る請求については、同項14号に係る請求との関係で予備的であるため、判断していない。), これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官・清水 節, 裁判官・坂本三郎, 裁判官・國分隆文)

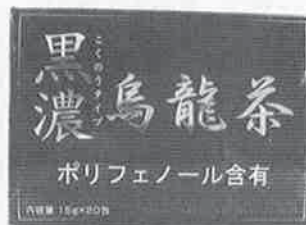
別紙 原告商品表示目録



別紙 被告商品表示目録1



別紙 被告商品表示目録2



別紙 広告表示目録



別紙 謝罪文目録 (省略)

| | | |
|----------------------|------------|----------|
| 〇〇円 | 保険料 | 月額六七五〇円 |
| 16 | 契約日 | 平成四年五月一日 |
| 保険会社 | 東邦生命保険相互会社 | |
| 契約者 | 原告児高 | |
| 被保険者 | 原告児高 | |
| 保険の種類 | 定期付終身保険 | |
| 保険の内容 | 普通死亡保険金 | |
| 二〇〇〇万円、災害死亡保険金二二〇〇万円 | | |
| 給付金の内容 | 災害入院給付金 | |
| 日額一万円、疾病入院給付金日額一万円 | | |
| 17 | 契約日 | 平成四年五月一日 |
| 保険会社 | 大正生命保険株式会社 | |
| 契約者 | 原告児高 | |
| 被保険者 | 原告児高 | |
| 保険の種類 | 医療保障保険 | |
| 保険の内容 | 普通死亡保険金 | |
| 五〇万円 | | |
| 給付金の内容 | 入院給付金日額 | |
| 五〇〇〇円 | | |
| 保険料 | 月額八四一八円 | |

知的財産

5 民・商事、知的財産

「ウォークマン」、「WALKMAN」の商標と「ウォークマン」、靴の絵柄がある「WALKMAN」の標章とは、外観、称呼及び觀念において類似するとされた事例

〔千葉地裁平三(ワ)第一七四六号、商号等使用差止等請求事件、平8・4・17民事第一一〇部判決、認容・控訴(和解)〕
 〔参照案文〕
 商標法三六条・三八条二項

〔解説〕

一 Xは、小型携帯用カセットテーププレーヤー等を指定商品として、「WALKMAN」及び「ウォークマン」につき商標登録を受けた著名な電気器具等の製造販売業者であるが、千葉市において、有限会社ウォークマンの商号を使用して、靴類及びズボン、シャツ、ネクタイ、ソックス等の被服類を製造販売しているY会社に対し、商標権の侵害等を理由として商標法三六条一、二項及び不正競争防止法に基づき、「ウォークマン」の商号等の差止め、損害賠償等を請求した。

これに対し、Yは、Yの「ウォー

クマン」等の標章はXの商標とは類似しないから、Xの商品、営業とYの商品・営業との混同のおそれもXの営業上の利益が侵害されるおそれもないなどと反論するとともに、Yが「ウォークマン」という表示を使用しはじめた昭和六〇年一月二月当時には、「ウォークマン」表示は、カセットテーププレーヤー以外の商品・営業表示としての周知性がなかったから、Yは、「ウォークマン」という表示について先使用権を有するなどと主張した。

二 本判決は、Xの商標とYの標章は、全体として、外観、称呼及び觀念において類似しているし、Xの商標権の指定商品とYの販売する商品との同一性も認められるとし、Xの商標権の侵害を理由とするYの標章使用の差止請求と損害賠償請求を認容した。

また、本判決は、Xの商標及びこれが持つ「ウォークマン」の表示及び称呼は、全国的に周知されている高度に著名な商品表示であるとしたうえ、Yの標章の使用によりXの商品あるいは営業とYの商品あるいは営業と混同され、これによってXの営業上の利益が侵害されるおそれがあるなどと判断し、不正競争防止法によるYの商号の使用差止めと商号の抹消登記請求を認容した。

三 商標権侵害において、商標の類否は、一般的には、外観、称呼、觀念について類似しているか否かを

判断し、そのいずれの一つにおいて類似していれば、類似していると判断されることになる(元木「商標、商品の類否」裁判実務大系(9)四二四頁参照)。

本件と同様、商標の類否が争われた近時の事例としては、「ランバン」と「ラーバン」(東京高判平3・10・15判時一四一五号二二四頁)、「ガスト」と「ガスト・GAST」(東京高判平3・10・31判時一四一六号二二四頁)、「別冊フレンド」と「フレンド英和辞典」(東京高判平4・7・28本誌七九八号二四七頁、判時一四六八号一九頁)、「Asahi」と「Asax」(東京高判平8・1・25判時一五六八号一一九頁)などがあり、本件もその一事例である。

本判決の判断は、その説示に照らし正当であると認められるが、事例集積上意義あるものとして紹介する。

| | | |
|-----------|------------|---------|
| 原告 | 告 | ソニー株式会社 |
| 右代表者代表取締役 | 大賀典雄 | |
| 右訴訟代理人弁護士 | 中村稔 | |
| 被告 | 田中伸一郎 | |
| 同 | 田中美登里 | |
| 同 | 吉田和彦 | |
| 被告 | 有限会社ウォークマン | |
| 右代表者代表取締役 | 川井和廣 | |
| 右訴訟代理人弁護士 | 菊池武 | |
| 同 | 林紀子 | |

一 被告は、その営業に係る靴、被服等の販売業務及び広告等の営業活動並びに営業施設について、「有限会社ウォークマン」の商号及び「ウォークマン」の文字を使用してはならない。

二 被告は、千葉地方事務局受付の被告有限会社登記のうち「有限会社ウォークマン」の商号の抹消登記手続をせよ。

三 被告は、その販売する靴類及び被服類の包装用袋、レシート及びちらし、看板、幟、ひさし型テントその他宣伝広告物並びに案内板に別紙被告標章目録(一)及び(二)記載の各標章を、値札に同日録(一)記載の標章を、それぞれ使用してはならない。

四 被告は、右目録(一)及び(二)記載の標章を付した包装用袋、値札及びちらし、看板、幟、ひさし型テントその他宣伝広告物並びに案内板を廃棄せよ。

五 被告は、原告に対し、三〇〇万円及びこれに対する平成四年一月一七日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え。

六 訴訟費用は被告の負担とする。

■ 事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

1 主文と主旨。

2 一項及び三ないし六項について仮執行の宣言。

二 被告

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

る。

第二 当事者の主張

一 原告の請求原因

1 当事者

(一) 原告は、電子・電気機器具の製造、販売等を初めとして多角的な営業を行っている資本金約二九七五億二八五九万円の会社である。

(二) 被告は、靴の卸売業・小売業、家庭用電気機械器具の販売及び音響機器の販売等を営業目的として、昭和六三年六月二三日に設立された資本金五〇〇万円の有限会社であり、被告本店所在地の店舗(一号店)のほか、本件訴えの提起後開設した二号店(千葉市稲毛区小仲台二丁目四番五号丸宮ビル一階)、津田沼店(船橋市前原西二丁目一三番八号中台ビルディング一階)及び本八幡店(市川市八幡三丁目一番七号)において、「有限会社ウォークマン」の商号を使用して、靴類及びズボン、シャツ、ネクタイ、帽子、ソックス等の被服類を販売している。なお、被告代表者は、昭和六〇年二月一日、被告本店所在地において、「ウォークマン」名でスポーツシューズ・スニーカーの専門店を開業した後、前記のように被告を設立し、被告が営業を承継した。

2 原告の商標権

(一) 原告は、昭和五四年頃、画期的な小型軽量携帯用カセットテーププレーヤーの開発に成功したが、右商品は、小型で軽量なため、歩行中に携帯して使用することができるという特徴があった。そこで、原告は、歩きな

から聴くことのできるプレーヤーであることを強調するために、歩くを意味する英語の「WALK」と、人を意味する英語「MAN」を組み合わせた造語の「WALKMAN」及びそのカタカナ表記である「ウォークマン」を考案し、右商品について使用する商標とした。

(二) そして、原告は、「WALKMAN」及び「ウォークマン」(以下、旧商品区分(平成三年政令二九九号による改正前のものをいう。以下、同様である。))一類内において小型携帯用カセットテーププレーヤーを指定商品とする商標登録のほか、多くの商品区分内の商品について商標登録を受けているが、被告の取扱商品である靴類及び被服類についても別紙原告商標権目録(1)ないし(5)及び別紙原告商標目録(一)ないし(三)記載のとおり商標登録を受けている(以下、別紙原告商標目録(一)の登録商標を「原告商標(一)」、同(二)を「原告商標(二)」、同(三)を「原告商標(三)」という。また、これらを総称して「原告商標」といい、その商標権を「原告商標権」という。)

3 商標法による請求

(一) 被告の商標使用

(1) 被告は、その設立後、別紙被告標章目録(一)及び(二)記載の標章(以下「被告標章(一)」及び「被告標章(二)」)といひ、総称して「被告標章」という。被告が販売する靴類及び被服類の商品を入れて客に渡す包装用袋及び右販売に際して客に交付するレシートに表示し、また被告標章(一)を右商品に付ける

値札に表示している。更に、被告は、被告標章を、右商品を広告するために配布するちらしの上部並びに被告の店舗及びその付近に設けた看板、幟、ひさし型テントその他宣伝広告物と案内板(以下、右の看板以下の物を「被告看板等」という。)に表示している。

(2) 標章は、商品について自他識別機能を有するような態様で使用されているとき商標として使用されているものに該当する。ところで、包装用袋、レシート、値札、ちらし及び被告看板等に付された被告標章は、被告が販売する商品について被告が選択のうえ販売するものであることを示し、また商品の品質等について被告が販売業者として責任を持つ趣旨で付されているから、被告が販売する商品を他の販売業者の取り扱う商品と識別する機能を果たしている。

(二) 原告商標と被告標章の類似性

被告標章は、いずれも原告商標(一)及び(二)と類似している。なお、被告標章(一)は、靴の絵柄と「WALKMAN」の文字が一体不可分に結合された商標であるところ、文字部分が見る者の注意を引く要部の一つであって、文字部分から「ウォークマン」の称呼を生ずるから、右標章は原告商標(一)及び(二)と類似しているといふべきである。

(三) 原告商標権の指定商品と被告の商品の同一性

被告の取扱商品は原告商標権の指定商品に属する。

示を使用等する行為はこれを差し止められない旨を規定している。そして、被告は、被告代表者が「ウォークマン」の名称を使用した前記昭和六〇年一二月当時には、「ウォークマン」表示はカセットテーププレーヤー以外の商品に関する商品表示として周知性がなかったことを理由として、被告代表者から右名称を承継した被告はこれを使用することができる旨主張している。

しかし、前記のように、「ウォークマン」表示は、被告代表者が「ウォークマン」の名称を使用する相当前から日本国内で周知著名となっていたものである。そして、周知表示の主体にその冒用行為の差止め等の権利が与えられる趣旨は、冒用により取引者又は需要者がその使用主体を混同するおそれがあるからにはほかならないところ、右の混同は、前記のように必ずしも競争関係にある商品に關して生ずるものに限らず、両主体間に前記のとおり特別な関係があると誤認させるおそれがあるというような広義の概念である。従って、前記三号にいう周知性も、当該表示自体が周知であれば足り、両者間に競争関係

のある商品の表示として周知であることまでは要しないと解するのが相当であるから、被告の抗弁は、前提を欠くものであり、採用することができない。

(六) 原告の請求の当否

以上によれば、被告は、原告の周知商品等表示と同一である「ウォークマン」の文字を被告の営業活動及び営業施設に使用してはならず、また、右営業活動及び営業施設に「有株式会社ウォークマン」の商号を使用してはならないから、原告の請求中、これらの使用差止めを請求する部分は理由がある。また、右商号の使用差止めを実効的なものとするため、原告には、被告の右商号の抹消登記手続を請求する権利があると解するのが相当であるから、原告の右抹消登記手続請求も理由がある。

四 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるから認容し、訴訟費用の負担について民法八九条を適用して、主文のとおり判決する。なお、仮執行の宣言は相当でないから、これを付さない。(裁判長裁判官加藤英継 裁判官中

村俊夫 裁判官片岡武は転補のため署名捺印することができない。裁判長裁判官加藤英継)

別紙 原告商標権目録

| | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----------|-----|------------|-------|------------|-----|------------|------|----------------------------------------|
| (1) | 登録番号 | 第一五五二二三三三 | 出願日 | 昭和五四年一月四日 | 出願公告日 | 昭和五七年二月九日 | 登録日 | 昭和五七年一月二六日 | 指定商品 | 第二二類 はき物(運動用特殊ぐつを除く)、かき、つえ、これらの部品及び付属品 |
| (2) | 登録番号 | 第一七三四八九二 | 出願日 | 昭和五七年五月一日 | 出願公告日 | 昭和五九年五月二日 | 登録日 | 昭和五九年一月二〇日 | 指定商品 | 第二二類 (1)に同じ別紙原告商標目録(一)記載のとおり |
| (3) | 登録番号 | 第一九九四〇三二 | 出願日 | 昭和六〇年六月二七日 | 出願公告日 | 昭和六二年三月二七日 | 登録日 | 昭和六二年一月二七日 | 指定商品 | 第一七類 被服(運動用特殊被服を除く) |
| (4) | 登録番号 | 第一九〇三〇五三 | 出願日 | 昭和五七年一月六日 | 出願公告日 | 昭和六一年二月一八日 | 登録日 | 昭和六一年一月二八日 | 指定商品 | 第一七類 (3)に同じ別紙原告商標目録(一)記載のとおり |
| (5) | 登録番号 | 第一七九一二七六 | 出願日 | 昭和五七年四月一六日 | 出願公告日 | 昭和五九年一月一日 | 登録日 | 昭和六〇年七月二九日 | 指定商品 | 第一七類 (3)に同じ別紙原告商標目録(一)記載のとおり |

民事執行法

6 民・商、民事執行法
売却許可決定確定後に競売物件の共

原告商標目録 (一)



原告商標目録 (二)

WALKMAN
ウォークマン

原告商標目録 (三)

WALKMAN

被告標章目録 (一)



被告標章目録 (二)

ウォークマン

2 被告製品

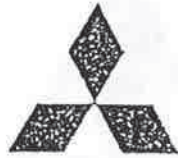


各製品の全体の形態

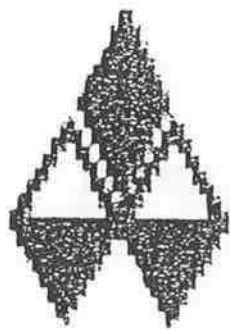
1 原告製品



目 録 1



目 录 2



全過程をみても本訴請求にかかる訴え等の提起・維持が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとはいえないことが明らかであるから、被告に対する不法行為を構成しないといふべきである。加えて、当裁判所が原告の予備的請求を一部認容すべきものと判断したように、原告の本訴請求も、その請求の趣旨、原因いかんによつては理由があることになるのであるから、なおさら不法行為を構成しないといわなければならない。

2 また、被告は、原告は平成六年三月一五日の第二口頭弁論期日で陳述した同月一四日付第一準備書面において、被告は「原告製品のシステムを盗用」した、というように「盗用」という語を前後一回にわたつて使用しているが、「盗用」という語の意味は「盗んで用いること」とであると解され、「盗む」とは、「横領」と異なり、相手方の占有を侵奪したことを意味するから、原告は、被告が原告の占有を侵奪したことを公然と表明したことになるところ、被告は原告の占有下にある「システム」を侵奪し、これを被告の占有下においたことではないから、原告の主張は事実無根であり、被告に対する名誉毀損になることは明らかであり、仮に、「盗用」という語に占有侵奪という意味

がないとしても、「盗用」という語は、「盗聴」あるいは「盗作」等と同じように反社会的で否定的価値判断を含んだ語であることは否定できないから、かかる反社会的な行為を被告が行ったといふことを公然と摘示することは、被告の名誉を毀損する行為であるといふべきである旨主張する。

訴訟において自己の請求の事実的、法律的根拠を基礎づけるための主張内容を準備書面に記載し、これを公開の口頭弁論期日において陳述することは、正当な訴訟活動であり、訴訟活動としての性質上右記載内容又は陳述内容がときとして相手方を批判、非難するようなものであったとしても、それが本来の訴訟遂行目的とは離れてもつばら相手方に対し損害を被らせることを意図してされた場合や、その態様が正当な訴訟活動から著しく逸脱したものである限り、正当な訴訟活動として是認されるべきであると解するのが相当である。

これを本件についてみると、もともと「盗用」という語は、必ずしも相手方の占有を侵奪することを意味するものではなく、むしろ、「デザイン」の盗用、「論文」の盗用などというように、他人の抽象的な表現物を無断で使用することを意味するものであり、被告が原告製品のシステムを「盗用」したとの文言を使用した準備書面に記載された原告の主張の趣旨に照らしても、それは、被告の主張するように被告が原告の占有を侵奪したことを公然と表明したといふものではなく、単に被告が原告製

品のシステムを「模倣」という趣旨の主張と解すべきことは明らかであり、前示のとおり被告製品の回路構成は連射機能に関わる部分を除き原告製品の回路構成と全く同じであるから、「模倣」と表現してもあながち不当とはいえない。したがって、「盗用」という文言自体は、やや不適当といえなくもないが、本来の訴訟遂行目的とは離れてもつばら相手方に対し損害を被らせることを意図したものとも、その態様が正当な訴訟活動から著しく逸脱したものともいえないことが明らかであるから、被告の名誉を毀損する不法行為を構成するといふことはできない。

3 以上によれば、被告の原告に対する反訴請求は、理由がないといふべきである。

第五 結論

よつて、原告の本訴主位的請求をいづれも棄却することとし、予備的請求のうち、差止請求は主文第二項1及び2の限度で認容し、その余は棄却し、損害賠償請求を認容することとし、被告の反訴請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官水野 武 裁判官田中俊次 裁判官小出啓子)
別紙 物件目録(省略)

5 既・商標、知的財産、不正競争

たまごっち類似品差止訴訟判決

一 キーホルダー型液晶ゲーム機
の形態につき、不正競争防止法二条

別紙 商品表示目録

(一) Fighting Stick NEO



(二) Fighting Stick NEO II



一項三号の「模倣」が認められた事例
二 「たまごっち」の名称のキーホルダー型液晶ゲーム機の形態が、原告の商品であることを示す表示として周知であるとして、類似の形態を有する商品を輸入、販売する被告の行為が不正競争防止法二条一項一号に当たるとされた事例

三 ゲーム機に関する意匠権の侵害が認められた事例

(東京地裁平九(ワ)第八四一六号、不正競争行為差止等請求事件、平10・ロ・25民事第一九部判決一部認容・控訴)
【参照条文】

- (一)につき) 不正競争防止法二条一項三号、
- (二)につき) 不正競争防止法二条一項一号、
- (三)につき) 意匠法二三条

〈解説〉

一 本件は、爆発的な人気商品となった「たまごっち」との名称のキーホルダー型液晶ゲーム機の類似品について、差止め等を求めた事案である。
X₁は、別紙原告商品目録記載の形態を有するキーホルダー型液晶ゲーム機を「たまごっち」の名称で販売しており、X₁及びX₂は、右原告商品の意匠について、意匠権(意匠に係る物品、ゲーム機)を有している。他方、

Yは、別紙被告商品目録(一)ないし(三)記載のキーホルダー型液晶ゲーム機(イ号商品ないしハ号商品)を輸入し、販売している(なお、Yは、イ号商品について、他社が単独で輸入・販売しているものであるとして、自らが輸入・販売している事実を争ったが、本判決は、種々の間接事実から、Yが右他社と共同でイ号商品を輸入・販売していることを認定した)。

X₁は、Yに対し、①イ号商品の形態は原告商品の形態を模倣したものであるから、これを輸入・販売する行為は不正競争防止法二条一項三号に該当するとし、②原告商品の形態はX₁の周知な商品表示としての機能を獲得しているところ、イ号商品の形態は原告商品の形態と同一ないし類似しており、原告商品との混同のおそれがあるから、これを輸入・販売する行為は不正競争防止法二条一項一号に該当するとし、不正競争防止法に基づき、イ号商品の輸入・販売等の差止め、廃棄及び損害賠償を求めた。

また、X₁及びX₂は、Yに対し、ロ号商品及びハ号商品の意匠がX両名が有する意匠権にかかる意匠(本件意匠)と同一もしくは類似するとして、意匠権に基づき、ロ号商品及びハ号商品の輸入・販売等の差止め及び廃棄を求めた。

Yは、イ号商品については、その形態が原告商品の形態と異なるとして不正競争防止法二条一項三号への該当性を争い、また、周知商品表示

性、類似性、混同のおそれの要件をいずれも欠くとして不正競争防止法二条一項一号への該当性を争った。また、ロ号商品及びハ号商品についても、本件意匠との同一性、類似性を争った。

二 本判決は、イ号商品については、以下のように判示して、不正競争防止法二条一項一号及び三号の不正競争の成立をいずれも認め、X₁の請求を認容した。

すなわち、不正競争防止法二条一項三号に関しては、原告商品とイ号商品とは、本体部分全体の輪郭形状や寸法、液晶表示画面の位置や寸法、操作ボタンの配置や形状といった形態の基本的な構成態様ないし液晶ゲーム機としての重要な構成要素において全くといっていいほどの同一性を有するのに対し、両者の形態の唯一の相違点である液晶表示画面周囲のギザギザ状の窪みは、液晶ゲーム機としての重要な構成要素とはいえず、デザインの一部を構成する付随的な部分にすぎないから、原告商品とイ号商品とは実質的に同一の形態を有するものと評価でき、また、そのような形態の実質的同一性に加え、原告商品が発売されて爆発的なヒット商品となった後四か月以上経ってからイ号商品が発売されたこと、イ号商品の商品名が「ニュータマゴウオッチ」であり原告商品の商品名「たまごっち」と類似することなどの事情を考慮すれば、イ号商品が原告商品に依拠して作られたこと

が推認できるとして、二条一項三号の不正競争の成立を認めた。

また、不正競争防止法二条一項一号に関しては、まず原告商品形態の周知商品表示性につき、イ号商品の形態の特徴のうち、本体部分の全体形状が全体に丸味を帯びた扁平の卵形をなしているという形態は、とりわけ印象の強い独特の形態というべきであり、また、ゲーム機を対象として過去一五年間の登録意匠を調査した結果においても原告商品に類するものは存在せず、しかも、現に原告商品の意匠がX両名によって意匠登録されていることなどの事実によれば、原告商品の前記形態は、液晶ゲーム機の分野において特異性のある形態と認められ、他方、原告商品が発売以来記録的なヒット商品として全国で大量に販売され、その形態も含めて頻繁にマスコミに取り上げられてきたこと、X₁が玩具業界の大手として著名な存在であることなどを総合すれば、遅くともイ号商品が発売される前に、原告商品の前記のような形態はX₁の商品表示として周知になり、その後も同様の状態にあるものと認められるとしたうえで、原告商品とイ号商品とがその形態を、実質的に同一にすることを認め、さらに、右のような形態の実質的同一性のほか、原告商品とイ号商品とがゲームの内容、包装の態様、商品名等においても酷似ないし類似すること、商品の需要層が低年齢層にも広く及ぶと推認されることなどの事

情を総合すると、原告商品とイ号商品とが混同されるおそれが認められるとして、二条一項一号の不正競争の成立を認めた。

三 また、本判決は、ロ号商品及びハ号商品については、まず本件意匠のうち具体的な取引の場で需要者の注意を強く惹く部分、すなわち要部は、軀体の輪郭形状が全体に丸味を帯びた扁平な略卵形状をなしているという基本的構成態様及び正面略中央位置に開設された液晶表示画面の大きさ、形状にあるものとしたうえで、ロ号商品及びハ号商品の意匠は、右要部において本件意匠と共通ないし類似し、他方、相違している液晶表示画面周辺部の形状等はいずれも看者の注意を強く惹かない重要性の低い構成であるなどとして、本件意匠とロ号商品及びハ号商品の意匠との類似性を認め、又兩名の請求を認容した。

四 不正競争防止法二条一項三号の「形態模倣行為」の規定は、平成五年の改正により、商品形態をいわゆるアッド・コピーから保護する規定として新設されたものであるが、これに関して判断した事例はいまだ少なく（模倣を肯定した裁判例として東京地判平8・12・25知的裁集二八巻四号八二一頁、否定した裁判例として東京地判平9・3・7本誌九五二号二八四頁がある。）、本判決の「模倣」に関する判断が実務上参考になると思われる。

また、本判決は、商品形態の周知

商品表示性につき、特定の商品形態が、同種商品と識別しうる特別顕著性を有し、かつ、長期間継続的かつ独占的に使用され、又は短期間でも強力な宣伝が行われたような場合には、商品形態が周知な商品表示となる場合があるとの通説的な見解に立つたうえで、原告商品の形態が特異性を有すること、原告商品が記録的なヒット商品として大量に販売され頻繁にマスコミに取り上げられたことなどを総合して、周知商品表示性を認められたものであり、この点の判断も実務上参考になると思われる。さらに、本判決は、意匠の類否判断に関して、いわゆる要部観察の手法によって判断を行った一事例としても参考にならう。

原告 株式会社バンダイ

右代表者代表取締役 茂木 隆

原告 株式会社ウイズ

右代表者代表取締役 横井 昭裕

原告両名訴訟代理人 伊藤 真

同 小林 幸夫

被告 株式会社永光

右代表者代表取締役 小山 良

主 文

一 被告は、別紙被告商品目録(一)記載のゲーム機を輸入し、譲渡し、引き渡すはならない。

二 被告は、別紙被告商品目録(二)及び(三)記載のゲーム機を譲渡し、貸し渡

し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入してはならない。

三 被告は、別紙被告商品目録(一)ないし(三)記載のゲーム機を廃棄せよ。

四 被告は、原告株式会社バンダイに対し、金二〇〇万円及びこれに対する平成九年八月一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

五 原告バンダイのその余の請求を棄却する。

六 訴訟費用はこれを四分し、その一を原告株式会社バンダイの負担とし、その余を被告の負担とする。

七 この判決は、第一項ないし第四項に限り仮に執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 主文第一項ないし第三項と同旨

2 被告は、原告株式会社バンダイに対し、金二億五〇〇万円及びこれに対する平成九年五月二十七日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 不正競争防止法に基づく請求

(一)(1) 原告株式会社バンダイ(以下「原告バンダイ」という。)は、

玩具、遊戯用具、運動用具の企画、製造及び販売などを業とする株式会社である。

(2) 原告バンダイは、平成八年一月一日以降、別紙原告商品目録記載の形態からなるキーホルダー型液晶ゲーム機(以下「原告商品」という。)を「たまごっち」という商品名で販売している。

(二) 被告の行為

被告は、訴外株式会社ケイティワイ(以下「訴外ケイティワイ」という。)と共同して、平成九年四月上旬ころから、別紙被告商品目録(一)記載のキーホルダー型液晶ゲーム機(以下「イ号商品」という。)を輸入し、販売している。

(三) 不正競争防止法二条一項三

号の不正競争行為

(1) イ号商品の形態は、縦約五・三センチメートル、横約四・三センチメートル、厚さ約一・八センチメートルの扁平した卵型をしていること、正面の中央やや上部に縦約二・一センチメートル、横約二・一センチメートルの大きさの白黒表示の液晶画面が組込まれていること、その下に三つの操作ボタンが設けられていること、裏蓋の形状及びそのビス止め位置にいたるまで、原告商品の形態と全く同じであり、液晶画面のまわりのギザギザ模様のへこみがないことにおいて原告商品の形態と異なるものの、全体として、両者の形態は、実質的に同一である。

しかも、イ号商品が、原告商品の商品名「たまごっち」に類似した「ニュータマゴウォッチ」という商品名で販売

されていることからすると、イ号商品が原告商品の形態を模倣したものであることは明らかである。

(2) したがって、イ号商品を輸入、販売する被告の行為は、不正競争防止法二条一項三号の不正競争行為に当たると。

(四) 不正競争防止法二条一項一号の不正競争行為

(1) 原告商品の形態の周知商品表示性

原告商品は、別紙原告商品目録1ないし4記載のとおりの特徴的な形態を有する。従来、キーホルダーにつけられるような小型の扁平した卵型で液晶画面が組込まれた玩具は存在していなかった。

原告商品は、その発売以来爆発的な人気を博し、一つの社会現象さえ引き起こしており、その特徴のある外形の写真などとともに、テレビ、新聞、雑誌などで度々取り上げられてきている。

したがって、原告商品の形態は、少なくともイ号商品が発売された平成九年四月上旬ころ以前に、玩具業者、直接の需要者である子供や少年少女はもちろんのこと、一般の社会人の間においても、原告バンダイの商品表示として極めて広く知られるようになっていく。

(2) 原告商品とイ号商品との同一性、類似性

イ号商品の形態は、縦約五・三センチメートル、横約四・三センチメートル、厚さ約一・八センチメートルの扁

平した卵型をしていること、正面の中央やや上部に縦約二・一センチメートル、横約二・一センチメートルの大きさの白黒表示の液晶画面が組込まれていること、その下に三つのボタンが設けられていることにおいて、原告商品の形態と全く同じであり、液晶画面のまわりのギザギザ模様へのこみがないことにおいて原告商品の形態と異なるものの、全体として、両者の形態は、実質的に同一ないし極めて類似しているといふべきである。

(3) 原告商品とイ号商品との混同のおそれ

原告商品とイ号商品とは、前記のとおり、その形態が実質的に同一ないし極めて類似しているうえ、イ号商品が、原告商品の商品名「たまごっち」に類似した「ニータマゴウオッチ」という商品名で販売されていることなどからして、混同のおそれがある。

(4) 以上によれば、イ号商品を輸入、販売する被告の行為は、不正競争防止法二条一項一号の不正競争行為に当たると。

(五) 損害

(1) 被告は、故意又は過失により、前記(三)及び(四)記載のとおり、不正競争防止法二条一項一号及び三号に当たる不正競争を行って原告バンダイの営業上の利益を侵害したから、原告バンダイに対し、これによって生じた損害を賠償する責任がある。

(2) 原告バンダイの損害

① 被告は、平成九年四月上旬ころから同年八月上旬ころまでの間に、イ

号商品を少なくとも一〇〇万個輸入し、販売した。

② イ号商品一個当たりの小売価格は二〇〇〇円であり、仕入価格は平均一〇〇〇円であるから、右販売によって被告が得た利益は、イ号商品一個当たり五〇〇円となり、合計五億円を下回らない。

③ 右販売によって被告が得た利益の額は、それによって原告バンダイが受けた損害の額と推定されるから、被告がイ号商品を販売したことによって原告バンダイが受けた損害は、五億円を下回らない。

(六) よって、原告バンダイは、被告に対し、(1)不正競争防止法三条一項、二条一項一号及び三号(単純併合)に基づき、イ号商品の輸入、譲渡、引渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示の差止め、(2)不正競争防止法三条二項、二条一項一号及び三号(単純併合)に基づき、イ号商品の廃棄、(3)主目的には不正競争防止法四条、二条一項一号により、予備的には同法四条、二条一項三号により、前記損害額五億円の内金二億五〇〇万円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成九年五月二十七日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

2 意匠権に基づく請求

(一) 原告兩名の意匠権
原告兩名は次の意匠権(以下「本件意匠権」といふ)、その登録意匠を「本件意匠」といふ。)を有している。
登録番号 第九九三三三三三三三

登録年月日 平成九年六月一三日
出願年月日 平成八年二月一六日
意匠に係る物品 ゲーム機
登録意匠 別紙意匠目録のとおり
(一) 本件意匠の構成
本件意匠の構成は以下のとおりである。

(1) 躯体が正・背面方向に扁平で、左右方向が略卵形状を呈するものであつて、

(2) 正面側パネルと背面側パネルとを前後から合わせた構成のものであり、

(3) 正面側パネル略中央位置には、一辺が全体の左右幅の略半分幅程度の長さで略方形をなす液晶表示画面が開設され、

(4) 右液晶表示画面の周辺部には、不等直線によりジグザグに屈曲した輪郭ラインで囲繞された段差状凹陥面を形成し、

(5) 正面側パネル上の右液晶表示画面の下方位置に、三個の小円形押しボタンスイッチが散点状に開設され、

(6) 背面側パネルには、上下両辺を水平に切り欠き、左右両辺は意匠全体の左右輪郭ラインと並行に形成された形状を有する裏蓋が嵌合され、

(7) 躯体上端位置には、躯体吊下用紐通し孔部が上方に向けて突設配置されたものである。

(三) 別紙被告商品目録(一)記載のゲーム機について

(1) 被告は、別紙被告商品目録(一)記載のゲーム機(以下「ロ号商品」といふ)、その意匠を「ロ号意匠」といふ。

別紙

被告商品目録(一)

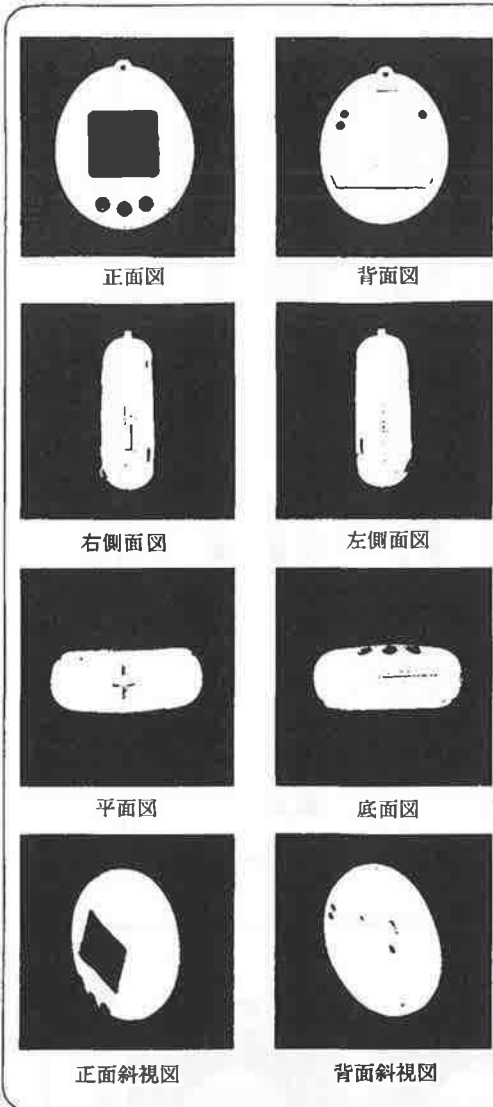
商品名 ニュータマゴウォッチ
(外觀形状は左記のとおり)



別紙

被告商品目録(二)

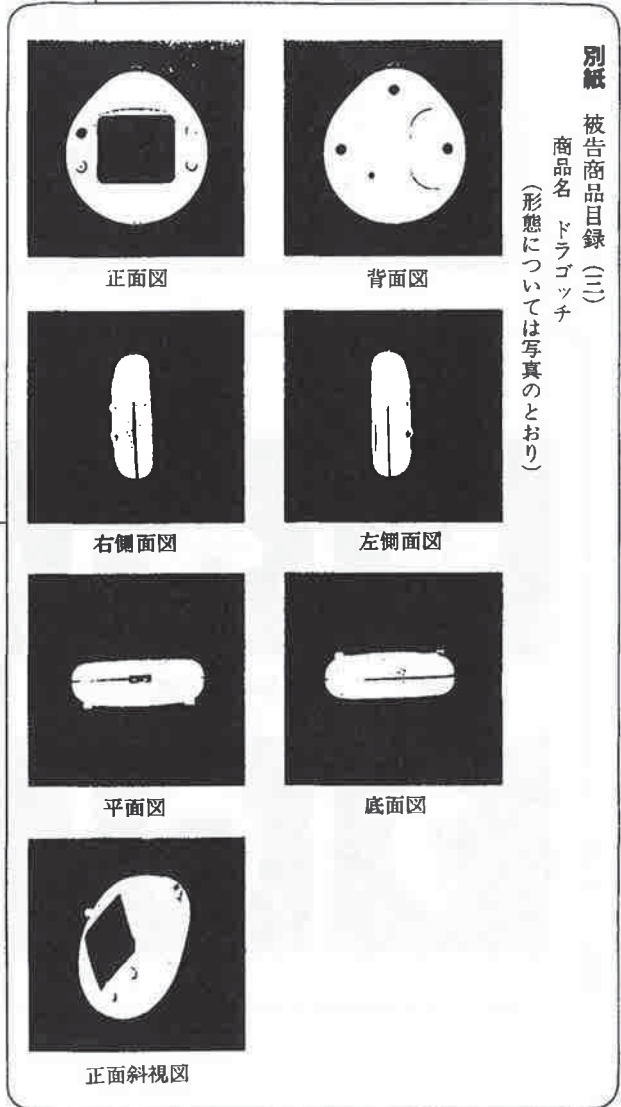
商品名 ドラゴッチ
(形態については写真のとおり)



別紙

被告商品目録(三)

商品名 ドラゴッチ
(形態については写真のとおり)



別紙

原告商品目録

形態は写真のとおり（表面の色彩及び絵柄を除く）

1、縦約五・三cm、横約四・三cm、厚さ約一・八cmの扁平した卵型をしており、正面の中央やや上部に縦約二・一cm、横約二・一cmの大きさの白黒表示の液晶画面が組み込まれている。

2、液晶画面の上下には横に帯状に絵文字が表示される部分があり、その間にドット表示により自由に絵や文字を表示できる部分が幅広く設けられている。

3、液晶画面の回りには卵の殻が割れたようなギザギザの窪みがつけられている。

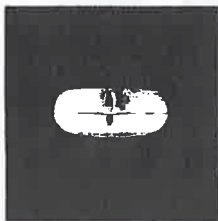
4、液晶画面の下に横に並べて三つのボタンが設けられており、真ん中のボタンが少しだけ他のボタンより低くなっている。プレーヤーはこのボタンを操作した遊ぶようになっている。



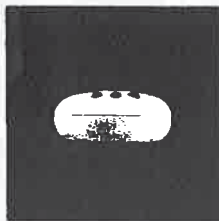
別紙

意匠目録

平面図



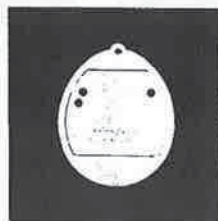
底面図



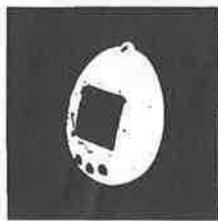
正面図



背面図



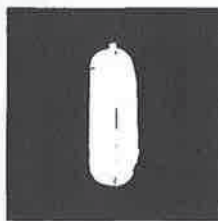
斜視図



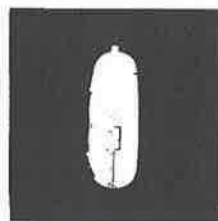
液晶表示の一例を示す参考正面図



左側面図



右側面図



不正競争防止法 國際約束に基づく禁止行為

1. 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定の送達を受けた時から、効力を生ずる。
2. 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
3. 秘密保持命令の取消し
 1. 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、既述の理由を存する裁判所（訴訟記録の存在する裁判所）に訴願を提出し、秘密保持命令を廃止し（以下「秘密保持命令の取消し」といふ。）前条第一項に規定する要件を欠くことによりこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。
 2. 秘密保持命令の取消しの手続きについては、裁判官及び相手方に適用しなされる。
 3. 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 4. 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
4. 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令が採られた訴訟において当該訴訟記録に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に抗し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。
5. 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令が採られた訴訟において当該訴訟記録に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に抗し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

6. 前二項の規定は、第三項の請求をした者と同項の秘密保持命令の取消しの手続きに適用する。
7. 前二項の規定は、第三項の請求をした者と同項の秘密保持命令の取消しの手続きに適用する。
8. 前二項の規定は、第三項の請求をした者と同項の秘密保持命令の取消しの手続きに適用する。
9. 前二項の規定は、第三項の請求をした者と同項の秘密保持命令の取消しの手続きに適用する。
10. 前二項の規定は、第三項の請求をした者と同項の秘密保持命令の取消しの手続きに適用する。

第二二条 不正競争防止法第二項第一号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第二三条 不正競争防止法第二項第二号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第二四条 不正競争防止法第二項第三号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第二五条 不正競争防止法第二項第四号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第二六条 不正競争防止法第二項第五号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

不正競争防止法 雑則 罰則

1. 不正競争防止法第二項第一号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。
2. 不正競争防止法第二項第二号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。
3. 不正競争防止法第二項第三号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。
4. 不正競争防止法第二項第四号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。
5. 不正競争防止法第二項第五号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第二七条 不正競争防止法第二項第六号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第二八条 不正競争防止法第二項第七号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第二九条 不正競争防止法第二項第八号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第三〇条 不正競争防止法第二項第九号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第三一条 不正競争防止法第二項第十号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

第三二条 不正競争防止法第二項第十一号に掲げる不正競争 他人の商品やサービスと類似した商品やサービスを提供する行為は、不正競争と見なされ、罰金（五十万円）に処せられる。

不正競争防止法 雑則 罰則

